

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の見出しを「（臨時的任用職員等の任免等）」に改め、同条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」の下に「第十七条第一項の規定により任用をされる一般職の非常勤の職員の任免に関する事務及び同法」を加える。

第三条第一項第二十六号(100)中「協力要請」の下に「（地方振興局長の委任事項に係るものに限る。）」を加え、同号(100)を同号(119)とし、同号(99)を同号(118)とし、同号(98)を同号(117)とし、同号(97)を同号(116)とし、同号(96)を同号(114)とし、同号(114)の次に次のように加える。

(115) 第二十条の二第二項の規定による登録
第三条第一項第二十六号(95)を(113)とし、(74)から(94)までを(92)から(112)までとし、(73)を(90)とし、(90)の次に次のように加える。

(91) 第十五条の二の六第三項で準用する第九条第六項の規定による届出の受理
第三条第一項第二十六号(72)を(89)とし、(66)から(71)までを(83)から(88)までとし、同号(65)中「第十五条の二の五」を「第十五条の二の五第一項」に改め、同号(65)を同号(81)とし、同号(81)の次に次のように加える。

(82) 第十五条の二の五第二項の規定による届出の受理
第三条第一項第二十六号(64)を(80)とし、(55)から(63)までを(71)から(79)までとし、(54)を(69)とし、(69)の次に次のように加える。

(70) 第十四条の五第三項で準用する第七条の二第四項の規定による届出の受理
第三条第一項第二十六号(53)を(67)とし、(67)の次に次のように加える。

(68) 第十四条の五第二項で準用する第十四条第十一項の規定による条件の付加
第三条第一項第二十六号(52)を(65)とし、(65)の次に次のように加える。

(66) 第十四条の四第十一項の規定による条件の付加
第三条第一項第二十六号(51)を(64)とし、(50)を(63)とし、(49)を(62)とし、(48)を(60)とし、(60)の次に次のように加える。

(61) 第十四条の二第三項で準用する第七条の二第四項の規定による届出の受理
第三条第一項第二十六号(47)中「（県内に主たる事務所又は事業場を有する者が営む収集又は運搬の業に限る。(48)、(49)及び(53)から(55)までにおいて同じ。）」を削り、同号(47)を同号(58)とし、同号(58)の次に次のように加える。

(59) 第十四条の二第二項で準用する第十四条第十一項の規定による条件の付加
第三条第一項第二十六号(46)中「営む業に限る。(52)を「営む収集又は運搬の業に限る。(57)から(73)まで」に改め、同号(46)を同号(56)とし、同号(56)の次に次のように加える。

(57) 第十四条第十一項の規定による条件の付加
第三条第一項第二十六号(45)を(55)とし、(31)から(44)までを(41)から(54)までとし、(30)を(31)とし、(31)の次に次のように加える。

- (32) 第九条の三の二第一項の規定による協議及び同意
- (33) 第九条の三の三第一項の規定による届出の受理
- (34) 第九条の三の三第三項で準用する第九条の三第三項の規定による計画の変更及び

び廃止の命令

(35) 第九条の三の三第三項で準用する第九条の三第四項ただし書の規定による通知
(36) 第九条の三の三第三項で準用する第九条の三第八項の規定による届出の受理

(37) 第九条の三の三第三項で準用する第九条の三第九項で準用する同条第三項の規定による計画の変更及び廃止の命令
(38) 第九条の三の三第三項で準用する第九条の三第九項で準用する同条第四項ただし書の規定による通知

(39) 第九条の三の三第三項で準用する第九条の三第十項の規定による改善及び使用の停止の命令
(40) 第九条の三の三第三項で準用する第九条第三項の規定による届出の受理

第三条第一項第二十六号(29)を(30)とし、(17)から(28)までを(18)から(29)までとし、同号(16)中「第九条の二」を「第九条の二第一項」に改め、同号(16)を同号(17)とし、同号(15)の次に次のように加える。

(16) 第九条第六項の規定による届出の受理
第三条第一項第二十八号(6)を(7)とし、(2)から(5)までを(3)から(6)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 第五条の十の三の規定による協議書の受理
第三条第一項第四十一号中「第五条の規定による届出書の受理」を「の施行に関する次に掲げること。」に改め、同号に次のように加える。

- (1) 第五条の規定による届出書の受理
- (2) 第六条の規定による届出書の受理
- (3) 第七条の規定による届出書の副本及び添付書類の縦覧
- (4) 第九条の規定による届出書の受理

第三条第一項第四十五号(32)を(46)とし、(23)から(31)までを(37)から(45)までとし、(22)を(35)とし、(35)の次に次のように加える。

(36) 第六十九条第二項の規定による破砕業許可申請者への通知
第三条第一項第四十五号(21)を(34)とし、(20)を(33)とし、(19)を(32)とし、(30)の次に次のように加える。

(31) 第六十二条第二項の規定による解体業許可申請者への通知
第三条第一項第四十五号(17)を(29)とし、(16)を(28)とし、(15)を(27)とし、(14)を(25)とし、(25)の次に次のように加える。

(26) 第五十八条第二項で準用する第五十六条第二項の規定によるフロン類回収業者への通知
第三条第一項第四十五号(13)を(23)とし、(23)の次に次のように加える。

(24) 第五十七条第三項で準用する第五十五条第二項の規定によるフロン類回収業者への通知
第三条第一項第四十五号(12)を(22)とし、(11)を(17)とし、(17)の次に次のように加える。

- (18) 第五十五条第一項の規定によるフロン類回収業者登録簿への登録
- (19) 第五十五条第二項の規定によるフロン類回収業者登録申請者への通知

- (20) 第五十六条第一項の規定による登録の拒否
- (21) 第五十六条第二項の規定によるフロン類回収業登録申請者への通知
- 第三条第一項第四十五号中(10)を(15)とし、(15)の次に次のように加える。
- (16) 第五十一条第二項で準用する第四十五条第二項の規定による引取業者への通知
- 第三条第一項第四十五号中(9)を(14)とし、(8)を(13)とし、(7)を(12)とし、(6)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。
- (11) 第四十六条第三項で準用する第四十四条第二項の規定による引取業登録申請者への通知
- 第三条第一項第四十五号中(5)を(9)とし、(4)の次に次のように加える。
- (5) 第四十四条第一項の規定による引取業者登録簿への登録
- (6) 第四十四条第二項の規定による引取業登録申請者への通知
- (7) 第四十五条第一項の規定による登録の拒否
- (8) 第四十五条第二項の規定による引取業登録申請者への通知
- 第三条第二項中「(26)から(34)まで、第五号、第十号(1)及び(2)並びに第十四号(5)及び(10)」を「及び(26)から(37)まで、第五号(2)並びに第十号(2)」に改める。
- 第四条を次のように改める。
- （環境創造センター所長への委任）
- 第四条** 次に掲げる事務は、福島県環境創造センター所長に委任する。
 - 一 福島県環境創造センター条例（平成二十七年福島県条例第百十五号）の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第五条第一項の規定による使用の承認
 - (2) 第五条第三項の規定による条件の付加
 - (3) 第六条第一項の規定による承認の取消し等の処分及び使用の中止命令
 - (4) 第六条第二項の規定による承認の取消し等の処分及び使用の中止命令
 - (5) 第八条の規定による使用料の免除
 - (6) 第十二条第五号の規定による遵守事項の指示
 - (7) 第十三条の規定による入館拒否等の処分
 - 二 福島県環境創造センター条例施行規則（平成二十八年福島県規則第三十六号）の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第二条第三項の規定による臨時の休館及び閉館の決定
 - (2) 第三条第二項の規定による臨時の開館時間変更の決定
 - (3) 第四条第一項の規定による申請書の受理
 - (4) 第四条第二項ただし書の規定による承認
 - (5) 第四条第三項の規定による承認書の交付
 - (6) 第四条第四項の規定による不承認の通知
 - (7) 第五条第一項の規定による申請書の受理
 - (8) 第五条第二項の規定による承認書の交付
 - (9) 第五条第三項の規定による不承認の通知
 - (10) 第六条の規定による承認書の提示の請求

- (11) 第七条の規定による承認の取消し等の通知
 - (12) 第八条第一項ただし書の規定による承認
 - (13) 第八条第二項の規定による納入日の指定
 - (14) 第九条の規定による申請書の受理
 - (15) 第十条第二項の規定による申請書の受理
 - (16) 第十条第三項の規定による使用料返還の可否の決定及び通知
 - (17) 第十一条の規定による届出の受理
 - (18) 第十二条の規定による報告の受理及び確認
 - 第五条第十号の二を次のように改める。
 - 十の二 削除
 - 第六条第十八号(5)中「第三十二条の三第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同号(5)を同号(11)とし、同号中(4)を(10)とし、(3)を(9)とし、(2)を(7)とし、(7)の次に次のように加える。
 - (8) 第二十六条第二項の規定による申請書の受付
 - 第六条第十八号中(1)を(6)とし、(6)の前に次のように加える。
 - (1) 第十条第三項の規定による事務
 - (2) 第十八条第一項の規定による業務
 - (3) 第十八条第二項の規定による連絡調整及び協力援助
 - (4) 第十九条の三の規定による連絡調整
 - (5) 第十九条の四の規定による報告の徴収
 - 第七条第一号(9)中「第二十八条第四項」を「第二十八条第三項」に改める。
 - 第十一条第一項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とする。
 - 附則**
 - この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - （行政経営課）
- 福島県規則第三十二号**
- 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則**
- 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成七年福島県規則第一号）の一部を次のように改正する。
- 第四条第一号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同条第三号中「当該代理人に係る」の下に「個人番号カード又は」を加える。
- 第十条第二項中「福島県報に公告」を「公表」に改める。
- 様式第一号中
- | | | |
|---------|------|--|
| 1 運転免許証 | 2 旅券 | |
| 3 その他（ | ） | |
- を
- 1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券

4 その他 ()) に改め、同様式注3中「運転免許証」や「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第三号中
 1 運転免許証 2 旅券)
 3 その他 () を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券)
 4 その他 () に改め、同様式注2中「運転免許証」や「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注4中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第四号中
 1 運転免許証 2 旅券)
 3 その他 () を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券)
 4 その他 () に改め、同様式注3中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第五号注2及び様式第六号注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の知事が取り扱う個人情報保護等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（文書法務課）

福島県規則第三十三号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「課の長」の下に「、行政組織規則第二十三条に規定する東京オリピック・パラリンピック担当課長」を加え、「第二十三条」を「第二十三条の二」に、「第二十三条の二」を「第二十三条の三」に、「第二十三条の三」を「第二十三条の四」に改める。

別表第二企画調整部の項中「福島県原子力等立地地域振興事務所（原振）」を「福島県ふたば復興事務所（ふたば復）」に改め、同表農林水産部の項中「福島県農業総合センター畜産研究所（農七畜） 福島県農業総合センター畜産研究所養鶏分場（農七畜鶏）」を「福島県農業総合センター畜産研究所（農七畜）」に改め、同表土木部の項中「福島県鮫川水系ダム管理事務所（鮫ダム） 福島県小玉ダム管理事務所（小ダム）」を「福島県鮫川水系ダム管理事務所（鮫ダム）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県規則第三十四号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「福島県報に公告」を「公表」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県規則第三十五号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する償還は、福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第五十条に規定する納入通知書により行うものとする。

様式第四号を次のように改める。

様式第四号 第三号

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福島県規則第三十六号

福島県環境創造センター条例施行規則

(市町村財政課)

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県環境創造センター条例(平成二十七年福島県条例第百十五号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 福島県環境創造センター(以下「環境創造センター」という。)の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後でその日に最も近い休日でない日。次項第一号において同じ。)
- 二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで(前号に掲げる日を除く。)

2 条例第三条に規定する野生生物共生センター及び猪苗代水環境センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日
- 二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの期間内の日(前号に掲げる日を除く。)

3 知事は、必要があると認めるときは、環境創造センターの全部又は一部について、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

(開館時間)

第三条 環境創造センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に前項の開館時間を変更することができる。

(使用の承認の申請の手続等)

第四条 条例第五条第一項前段の承認を受けようとする者は、環境創造センター使用承認申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の環境創造センター使用承認申請書は、使用を開始する日(以下「使用開始日」という。)の三月前の日から受け付けるものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 知事は、条例第五条第一項前段の承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、環境創造センター使用承認書(様式第二号)を交付するものとする。

4 知事は、条例第五条第一項前段の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(承認事項の変更の手続等)

第五条 条例第五条第一項後段の規定による承認を受けようとする者は、環境創造センター使用変更承認申請書(様式第三号)に前条第三項の規定により交付を受けた環境

創造センター使用承認書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第五条第一項後段の規定による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、環境創造センター使用変更承認書(様式第二号)を交付するものとする。

3 知事は、条例第五条第一項後段の規定による承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(使用承認書の携帯等)

第六条 条例第五条第一項前段の承認を受けた者又は同項後段の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、環境創造センターを使用するときは、環境創造センター使用承認書又は環境創造センター使用変更承認書を携帯し、知事の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の承認の取消し等の手続)

第七条 知事は、条例第六条の規定による使用の承認の取消し等を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(使用料の納入時期)

第八条 使用者は、使用の承認を受けた日から二十四日以内に当該承認に係る使用料を納入しなければならない。ただし、知事が相当の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

2 使用者は、使用の承認の内容の変更により既に納入した使用料の額が変更後の使用料の額に不足するときは、その不足額を知事の指定する日までに納入しなければならない。

(使用料の免除の手続)

第九条 条例第八条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、第四条第一項の環境創造センター使用承認申請書の提出の際併せて知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の返還及び手続)

第十条 条例第九条ただし書の規則で定める場合及び当該場合に返還する使用料の額は、次のとおりとする。

一 条例第六条第二項の規定による処分等又は使用者の責めに帰することのできない事由により環境創造センターの施設を使用することができなくなった場合、当該処分等により使用することができなくなった施設に係る使用料の全額

二 使用料の全額を納入した使用者から使用開始日の五日前までに第十一条の規定による届出があつた場合、納入された使用料の額に百分の七十を乗じて得た額

2 使用料の返還を受けようとする者は、環境創造センター使用料返還申請書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の環境創造センター使用料返還申請書の提出があつたときは、使用料の返還の可否を決定し、その旨を環境創造センター使用料返還通知書(様式第五号)により環境創造センター使用料返還申請書を提出した者に通知するものとする。

(使用の取りやめ)

第十一条 使用者は、使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとする

るときは、速やかに書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(原状回復後の報告)

第十二条 使用者は、条例第十一条の規定により原状に回復したときは、その旨を知事に報告し、その確認を受けなければならない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、環境創造センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

環境創造センター使用承認申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名
(電話番号)

㊦

次のとおり環境創造センターを使用したいので申請します。

催しの名称					
使用の目的 (催しの内容)					
使用する施設の名称	使用年月日	使用時間			
	年 月 日	時から 時まで			
使用する設備の名称	設備の使用の有無	使用時間			
冷暖房設備	有 ・ 無	時から 時まで			
音響設備	有 ・ 無	時から 時まで			
映像設備	有 ・ 無	時から 時まで			
同時通訳設備	有 ・ 無	時から 時まで			
同時通訳無線受信機	有 (個) ・ 無	時から 時まで			
営利目的の有無	有 ・ 無				
入場料徴収の有無	有 ・ 無				
入場予定者数	延べ入場者数 (約 人)		1日最大入場者数 (約 人)		
案内表示	必要 ・ 不要	(表示内容)			
使用 責任 者	所属名				
	役職・氏名				
	電話番号				
その他参考事項					
※使用承認の条件					
※受付者			※使用料合計	円	

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 「入場料徴収の有無」とは、入場料、会費等の名称のいかんを問わず入場の対価としての金銭の徴収の有無をいいます。
- 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

様式第2号（第4条、第5条関係）

環境創造センター使用（使用変更）承認書

申請者		承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号	
		住所又は所在地	電話番号			
		氏名又は名称及び代表者の氏名				

催しの名称					
使用の目的 （催しの内容）					
使用する施設の名称	使用年月日	使用時間			
	年 月 日	時から 時まで			
使用する設備の名称	設備の使用の有無	使用時間			
冷暖房設備	有 ・ 無	時から 時まで			
音響設備	有 ・ 無	時から 時まで			
映像設備	有 ・ 無	時から 時まで			
同時通訳設備	有 ・ 無	時から 時まで			
同時通訳無線受信機	有（ 個） ・ 無	時から 時まで			
営利目的の有無	有 ・ 無				
入場料徴収の有無	有 ・ 無				
入場予定者数	延べ入場者数（約 人） 1日最大入場者数（約 人）				
使用（使用変更）承認の条件					
使用料合計金額	円				

備考 この承認書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

上記のとおり環境創造センターの使用（使用変更）を承認します。

福島県知事



様式第3号（第5条関係）

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

環境創造センター使用変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名
(電話番号)

㊟

次のとおり環境創造センターの使用承認事項を変更したいので申請します。

当初使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号	
催しの名称				
使用の目的 (催しの内容)				
使用する施設の名称	使用年 月 日	使用時間		
	年 月 日	時から 時まで		
使用する設備の名称	設備の使用の有無	使用時間		
冷暖房設備	有 ・ 無	時から 時まで		
音響設備	有 ・ 無	時から 時まで		
映像設備	有 ・ 無	時から 時まで		
同時通訳設備	有 ・ 無	時から 時まで		
同時通訳無線受信機	有 (個) ・ 無	時から 時まで		
営利目的の有無	有 ・ 無			
入場料徴収の有無	有 ・ 無			
入場予定者数	延べ入場者数 (約 人) 1日最大入場者数 (約 人)			
案内表示	必要 ・ 不要	(表示内容)		
使用者 責任者	所属名			
	役職・氏名			
	電話番号			
その他参考事項				
※使用承認の条件				
※受付者		※使用料合計	円	

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 変更がある事項のみ記入してください。
- 交付済みの使用（使用変更）承認書を添付してください。

様式第4号（第10条関係）

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※決定番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

環境創造センター使用料返還申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名
(電話番号)

㊞

次のとおり環境創造センターの使用料の返還を申請します。

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号	
催しの名称				
使用の目的 (催しの内容)				
返還申請理由				
既納使用料	円	使用料納入年月日	年 月 日	
返還金振込先	金融機関名 預金種別 口座名義人	支店名 口座番号		
使用料	返 還 の 根 拠	返 還 率	返 還 金 額	
※ 円	※	※	※ 円	

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号（第10条関係）

環境創造センター使用料返還通知書

		承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
申請者	住所又は所在地	電話番号			
	氏名又は名称及び代表者の氏名				

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
催しの名称			
使用の目的 (催しの内容)			
決定内容	返還の理由		
	返還額		

年 月 日付けで申請のありました環境創造センター使用料の返還につきましては、上記のとおり決定しましたので通知します。

福島県知事 印

(水・大気環境課環境創造センター整備推進室)

福島県規則第三十七号

福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県理容師法施行細則（昭和四十四年福島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（洗髪設備を設けなくとも衛生上支障がない理容所）

第三条 条例第五条第六号の規則で定める理容所は、次の各号の全てに該当する理容所とする。

- 一 頭髪の刈込みを行わない理容所
 - 二 頭髪に係るパーマメントウェーブを行わない理容所
 - 三 頭髪に係る染毛を行わない理容所
- 様式第三号を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

福島県知事

開設者 住 所

氏 名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

理 容 所 開 設 届

下記のとおり理容所を開設したいので、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定により届け出ます。

記

理 容 所	名 称				電 話	
	所在地					
開 設 者	氏 名	年 月 日 生	登録（免許証）番号	備 考		
			第 号			
管 理 理 容 師	氏 名	年 月 日 生	登録（免許証）番号	備 考		
			第 号			
構 造 設 備 の 概 要	面 積	作 業 所	消 毒 所			
		m ²	m ²			
	理容いす	台				
	主 な 理容器具					
理 容 師 そ の 他 の 従 業 員	氏 名	生 年 月 日	登録（免許証）番号	備 考		
			第 号			
			第 号			
			第 号			
			第 号			
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日					
重 複 開 設 の 有 無	有 ・ 無					
	美 容 所 の 名 称					
	開 設（予定）年 月 日	年 月 日				

備 考

- 1 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 構造設備の概要を明らかにした平面図（方位、作業所、待合所、消毒所、理容いす、縮尺等を明示したもの）
 - (3) 理容師の結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
 - (4) 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開設する場合にあつては、管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類
 - 2 開設者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）を添えること。
 - 3 理容所と同一の場所で美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）の重複開設が認められる場合は、全ての理容師が美容師免許を取得している場合に限る。
-

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県理容師法施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(食品生活衛生課)

福島県規則第三十八号

福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県美容師法施行細則(昭和四十四年福島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(洗髪設備を設けなくとも衛生上支障がない美容所)

第三条 条例第五条第六号の規則で定める美容所は、次の各号の全てに該当する美容所とする。

- 一 頭髪を切る行為を行わない美容所
 - 二 頭髪に係るパーマントウェーブを行わない美容所
 - 三 頭髪に係る結髪を行わない美容所
 - 四 頭髪に係る染毛を行わない美容所
- 様式第三号を次のように改める。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

福島県知事

開設者 住 所

氏 名 ㊦

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者氏名

美 容 所 開 設 届

下記のとおり美容所を開設したいので、美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定により届け出ます。

記

美 容 所	名 称			電 話	
	所在地				
開 設 者	氏 名	年 月 日 生	登録（免許証）番号	備 考	
			第 号		
管 理 美 容 師	氏 名	年 月 日 生			
	住 所	登録（免許証）番号	備 考		
		第 号			
構 造 設 備 の 概 要	面 積	作 業 所	消 毒 所		
		m ²	m ²		
	セッ ト用 いす	台			
美 容 師 そ の 他 の 従 業 員	主 な 美 容 器 具				
	氏 名	生 年 月 日	登録（免許証）番号	備 考	
			第 号		
			第 号		
			第 号		
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日				
重 複 開 設 の 有 無	有 ・ 無				
	理 容 所 の 名 称				
	開 設（予 定）年 月 日	年 月 日			

備考

- 1 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 構造設備の概要を明らかにした平面図（方位、作業所、待合所、消毒所、セット用いす、縮尺等を明示したもの）
 - (3) 美容師の結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
 - (4) 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所を開設する場合にあつては、管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類
 - 2 開設者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えること。
 - 3 美容所と同一の場所で理容所（理容師法（昭和23年法律第70号）第1条の2第3項に規定する理容所をいう。）の重複開設が認められる場合は、全ての美容師が理容師免許を取得している場合に限る。
-

- 附 則**
- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県美容師法施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- (食品生活衛生課)

福島県規則第三十九号

福島県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

福島県農業倉庫業法施行細則(昭和四十一年福島県規則第三十三号)は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号。以下「改正法」という。)第六条の規定による廃止前の農業倉庫業法(大正六年法律第十五号。以下「旧農業倉庫業法」という。)第一条第一項に規定する農業倉庫業者である組合又は旧農業倉庫業法第十九条第一項に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合連合会(以下「旧農業倉庫業者等」という。)については、次に掲げる日のいずれか早い日の前日までの間は、廃止前の福島県農業倉庫業法施行細則の規定は、なおその効力を有する。
 - 旧農業倉庫業者等が改正法第一条の規定による改正後の農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号。以下「新農協法」という。)第十条第一項第八号の保管の事業を行うために必要な定款の変更につき新農協法第四十四条第二項の認可を受けた日
 - この規則の施行の日から起算して六月を経過した日
- (農業経済課)

訓 令

福島県訓令第八号

本 庁 機 関
出 先 機 関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員(駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所に係る情

報の収集に関する業務に従事する職員の項中欄中「双葉郡榑葉町大字北田字鐘突堂五番地の六(榑葉町)」を「双葉郡榑葉町大字山田岡字仲丸一番地七七(福島県榑葉郡榑葉町)」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県榑葉原子力災害対策センターの管理に關する業務に従事する職員	双葉郡榑葉町大字山田岡字仲丸一番地七七(福島県榑葉郡榑葉町)の管理に關すること。
----------------------------------	--

別表原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域(以下「警戒区域等」という。)がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員の項中欄中「田村郡三春町大字貝山字井堀田二八七番地一」を「双葉郡葛尾村大字落合字落合一六番地」に改め、同表南地方、相双地方及びいわき地方における総合型地域スポーツクラブの創設、育成及び定着の支援に関する業務に従事する職員の項を削り、同表中間貯蔵施設の設置に係る町への支援及び関係機関との調整に関する業務に従事する職員の次に次のように加える。

野生動物の救護、放射性物質影響調査及び保護管理並びに野生生物との共生に係る環境教育に関する業務に従事する職員	安達郡大玉村玉井字長久保六七番地(野生生物共生センター)	野生動物の救護、放射性物質影響調査及び保護管理並びに野生生物との共生に係る環境教育に關すること。
--	------------------------------	--

別表農業の改良普及に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

鶏の飼養管理並びに養鶏施設等の維持管理及び移転に関する業務に従事する職員	郡山市富田町字満水田二番地	鶏の飼養管理並びに養鶏施設等の維持管理及び移転に關すること。
--------------------------------------	---------------	--------------------------------

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第九号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月二十五日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第2号)の一部を次のように改正する。
第二十条の見出しを「(営利企業への従事等)」に改め、同条中「営利企業等に従事」
を「営利企業への従事等」に、「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業への従
事等許可申請書」に改める。

第十二号様式中		を	
「	副 署 長 当 課 長	主任 主査 副 署 長	「
年	年	年	年
月	月	月	月
日	日	日	日

に改める。
第十五号様式を次のように改める。

第 1 5 号 様 式 (第 2 0 条 関 係)

営利企業への従事等許可申請書				
福島県知事 様		年 月 日		
		所属 職 氏名 (記名押印又は署名)		
1 従事等をし ようとする営 利企業	名 称			
	所 在 地			
	事 業 の 内 容			
2 従事等をし ようとする業 務	職 名		職務内容 と責任の 程度	
	勤 務 先			
	勤 務 の 態 様			
	収 入 額			
	従事等の期間	自 至		
3 営利企業への従事等を必要とする理由				
4 営利企業への従事等が職務遂行に与える影響その他についての所属長の意見		年 月 日 所属長 氏名 (記名押印又は署名)		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 従事等しようとする営利企業の事業内容等についての関係書類を添付すること。

附 則

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の福島県職員服務規程第十五号様式による営利企業等の従事許可申請書は、改正後の福島県職員服務規程第十五号様式による営利企業への従事等許可申請書とみなす。

(人 事 課)

福島県訓令第10号

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

出 本
先 庁
機 機
関 関

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県公文例規程(昭和三十五年福島県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表備考二中「場合において」の下に「、東京オリンピック・パラリンピック担当課長」を、「発信者名を」の下に「東京オリンピック・パラリンピック担当課長、」を加える。

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

福島県公安委員会規則第3号

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成18年福島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「運転免許証」を「個人番号カード(表面に限る。)、運転免許証」に改め、同条第3号中「当該代理人に係る」の次に「個人番号カード(表面に限る。)又は」を加える。

様式第2号中 「

1 運転免許証	2 旅券
3 その他 ()	

」を

「

1 個人番号カード	2 運転免許証	3 旅券
4 その他 ()		

」に改め、同様式注2

中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人(保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。)」を加え、同様式注3中「書類(」の次に「個人番号カード(表面に限る。)、」を加え、同様式注5中「書類(」の次に「個人番号カード(表面に限る。)又は」を加える。

様式第3号中 「

1 運転免許証	2 旅券
3 その他 ()	

」を

「

1 個人番号カード	2 運転免許証	3 旅券
4 その他（		）

に改め、同様式注1

中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）」を加え、同様式注2中「書類（」の次に「個人番号カード（表面に限る。）」、」を加え、同様式注4中「書類（」の次に「個人番号カード（表面に限る。）又は」を加える。

様式第4号中「

1 運転免許証	2 旅券
3 その他（	）

を

「

1 個人番号カード	2 運転免許証	3 旅券
4 その他（		）

に改め、同様式注2

中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）」を加え、同様式注3中「書類（」の次に「個人番号カード（表面に限る。）」、」を加え、同様式注5中「書類（」の次に「個人番号カード（表面に限る。）又は」を加える。

様式第5号注2及び様式第6号注2中「書類（」の次に「個人番号カード（表面に限る。）」、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、様式第3号による自己情報訂正請求書及び様式第4号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第2号による自己情報開示請求書、様式第3号による自己情報訂正請求書及び様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

（県民サービス課）

福島県監査委員

福島県監査委員告示第二号

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

福島県監査委員

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同条第三号中「当該代理人に係る」の下に「個人番号カード又は」を加える。

様式第一号中
1 運転免許証 2 旅券
3 その他（ ）
を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券
4 その他（ ）
に改め、同様式注3中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。
様式第三号中
1 運転免許証 2 旅券
3 その他（ ）
を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券
4 その他（ ）
に改め、同様式注2中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注4中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。
様式第四号中
1 運転免許証 2 旅券
3 その他（ ）
を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券
4 その他（ ）
に改め、同様式注3中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。
様式第五号注2及び様式第六号注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年三月二十五日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規程様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規程様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。（監査総務課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十一号

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第四条第一号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同条第三号中「当該代理人に係る」の下に「個人番号カード又は」を加える。

様式第一号中
1 運転免許証 2 旅券
3 その他（ ）
を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券
4 その他 ()

に改め、同様式注3中「運

「個人番号カード又は」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第三号中

1 運転免許証	2 旅券
3 その他 ()	

を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券
4 その他 ()

に改め、同様式注2中「運

「個人番号カード又は」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注4中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第四号中

1 運転免許証	2 旅券
3 その他 ()	

を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券
4 その他 ()

に改め、同様式注3中「運

「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。
様式第五号注2及び様式第六号注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県人事委員会が取り扱う個人情報情報の保護に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県人事委員会が取り扱う個人情報情報の保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、

所要の調整をして使用することができる。

(総務審査課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十五日

福島県人事委員会
委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
別表第一特別支援学校の項の次に次のように加える。

警務部県民サービス課	犯罪被害者等のカウンセリング、相談等を本務とする心理カウンセラー	一
------------	----------------------------------	---

別表第二知事の事務部局の本庁機関の項中「企業誘致担当課長」を「東京オリンピック・パラリンピック担当課長」に改め、同部出先機関の項中「原子力等立地地域振興

事務所次長」を「ふたば復興事務所次長」に、「富岡土木事務所次長」を「富岡土木事務所次長」に改める。
「ダム管理事務所次長」を「ダム管理事務所次長」に改める。

別表第二警察の部警察本部の項中「次席（課長相当職の職に限る。）」を「次席（副隊長（課長相当職の職に限る。））」に、「首席術科指導員」を「首席術科指導員（警視であるものに限る。）」に、「首席術科指導員」を「施設装備室長」に改め、同部警察学校の項中「教官（課長相当職の職に限る。）」を「教官（警視であるものに限る。）」に改める。
別表第五の一の表に次のように加える。

福島県双葉警察署葛尾駐在所	一級地
---------------	-----

別表第七行政職給料表の項中「主査相当職又は係長相当職及び主査相当職又は係長相当職より上位の職にある」を「標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が主査となる職員より上位である」に、「主査相当職又は係長相当職にある職員及び上級係員の職にある職員」を「標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が上級係員となる職員（指

導員を除く。)に改め、同表公安職給料表の項中「のうち係長相当職及び主任の職にある職員」を削り、同表研究職給料表の項中「のうち研究主任相当職及び研究主任相当職より上位の職にある職員」を削り、「研究主任相当職にある職員及び上級研究員の職にある」を「標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が上級係員となる」に改め、同表医療職給料表(二)の項中「のうち医療主任相当職及び医療主任相当職より上位の職にある職員」を削り、「医療主任相当職にある職員並びに上級医療係員の職にある」を「標準的な職が上級係員となる」に改め、同表医療職給料表(三)の項中「のうち看護師長相当職及び看護師長相当職より上位の職にある職員」を削り、「看護師長相当職にある職員及び上級看護係員の職にある」を「標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が上級係員となる」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 この表において、「標準的な職が主査となる職員」及び「標準的な職が上級係員となる職員」とは、それぞれ法第十五条の二第二項の規定により任命権者が定める標準的な職が主査の職制上の段階に属する職の職員、標準的な職が上級係員の職制上の段階に属する職の職員をいう。

別表第八行政職給料表の項中「上級係員の職にある」を「標準的な職が上級係員となる」に改め、同表公安職給料表の項中「四級の職員(係長相当職及び主任の職にある職員を除く。)及び」を削り、同表医療職給料表(三)の項中「上級准看護係員の職にある」を「標準的な職が上級係員となる」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 この表において、「標準的な職が上級係員となる職員」とは、法第十五条の二第二項の規定により任命権者が定める標準的な職が上級係員の職制上の段階に属する職の職員をいう。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の部警察本部の項の改正規定(施設整備室長に係る部分に限る。)は公布の日から、別表第五の改正規定は平成二十八年三月二十八日から施行する。

(採用給与課)

福島県人事委員会告示第二号

職務に専念する義務を免除されることができる場合を定める件(平成二十一年福島県人事委員会告示第四号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(総務審査課)

福島県労働委員会

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第三号

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十八年福島県労働委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同条第三号中「当該代理人に係る」の下に「個人番号カード又は」を加える。

様式第一号中

- 1 運転免許証
- 2 旅券
- 3 その他()

を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券
4 その他()

に改め、同様式注3中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第二号中

- 1 運転免許証
- 2 旅券
- 3 その他()

を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券
4 その他()

に改め、同様式注2中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注4中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第四号中

- 1 運転免許証
- 2 旅券
- 3 その他()

を

1 個人番号カード 2 運転免許証 3 旅券
4 その他()

に改め、同様式注3中「運

「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。
様式第五号注2及び様式第六号注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県労働委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（審査調整課）